

(8)

## 箕面粟生第二住宅管理組合 集会所運営要綱

### (申し込み)

**第1条** 集会所を使用するときは、希望日の3日前までに所定の申込書に記入して管理事務所を通じて担当理事に提出願います。

- 2 申込書には使用者名、日時、目的、室名等定められた事項をもれなく明確にご記入下さい。
- 3 集会所を定期的に使用するときは、1カ月分をまとめて提出することができますが、但し、継続して使用する場合は週2回までとします。

### (使用承認)

**第2条** 使用承認は、使用日の1日前までに決定し、承認書及び請求書を申し込み本人に届けます。

- 一 使用者は担当理事から鍵を受け取り、使用后、退出時の確認事項を確かめた後、速やかに担当理事に鍵を返却して下さい。

#### 2 使用条件

- 一 使用料は前納願います。
- 二 使用時間は、厳守願います。
- 三 承認を受けた使用者と同一人であること
- 四 承認を受けた使用目的以外に使用しないこと
- 五 建物、器具、備品等は大切に取り扱いして下さい。使用者に起因する破損または滅失は使用責任者が修復もしくは弁償を願います。
- 六 周辺の居住者の迷惑にならないよう騒音等に充分注意願います。
- 七 室内の後始末（電気、ガス、水道、器具、設備等）、清掃及び戸締りを厳守願います。
- 八 使用者は、集会所使用心得を厳守願います。
- 九 夜間及び土曜日の午後、日曜、祝日の使用については、当組合員が責任者になる場合のみ使用を認めます。

3 次の場合は、優先使用を承認することがあります。そのためすでに承認した使用を予告なしに取り消し、または日時の変更を求めることがあります。

これによって損害をおかけしても、組合は一切の賠償の責めを負いませんからあらかじめご承知下さい。

- 一 災害時の救護所、避難所等として使用する場合
- 二 居住者の葬儀所として使用する場合
- 三 上記のほか理事会がやむを得ないと判断した場合

#### (使用区分)

**第3条** 集会所は次の5室に区分して使用します。

集会室(1)、集会室(2)、集会室(3)、和室、談話室

使用目的、人数に応じて併合して使用することができるものとします。

#### (使用料金)

**第4条** 使用料金は、各室とも1時間400円とします。2室以上使用する場合は合算した金額とします。

使用できる時間は、午前9時から午後10時までとします。

- 2 使用者側の都合による取り消しについては、使用日の前日までは全額返還とし当日の場合は返還しないものとします。但し、やむを得ない事情によるものと認められる場合は、理事長の判断により例外とします。

#### (使用料免除)

**第5条** 使用料を免除するもの

- ① 管理組合業務に関連する集会
- ② 自治会活動の各種集会
- ③ 棟集会等の住民の集会、会合
- ④ 老人会、こども会等の集会、会合
- ⑤ 社会活動、奉仕活動、福祉活動等の地域における諸活動
- ⑥ その他住民のコミュニティ活動
- ⑦ お通夜、葬儀(法事は有料とする)
- ⑧ その他理事会が認めた場合

#### (使用不許可)

**第6条** 次の場合は、使用することができません。

共同生活の秩序を乱すおそれのある集会等、理事会が不相当と判断した場合

#### (要綱に定めのない事項)

**第7条** この要綱に定めていない事項は、その都度理事会で決定するものとします。

#### (要綱の施行)

**第8条** この要綱は、平成23年5月7日より施行します。

#### (要綱の変更)

**第9条** この要綱は、理事会の決議をもって変更しうるものとします。